

れい わ ねん ど だい か い お う め し し ょ う が い し ゃ ち い き じ り つ し え ん き ょ う ぎ か い し だ い
令和3年度第1回青梅市障害者地域自立支援協議会 次第

れい わ ねん が つ に ち き ん
令和3年5月28日(金)
し ょ め ん か い さい
書面開催

1 開会

し ょ う り や く
省 略

2 あいさつ

し ょ う り や く
省 略

3 委嘱状交付

書面開催のため郵送にて交付

4 委員および事務局紹介 (資料 1)

- (1) 葛西委員、恩田委員、山崎委員が3月31日付けで退任され、新たに、下地委員、細川委員、野村委員が着任となりました。
- (2) 茂木障がい者福祉課長が4月1日付け人事異動で、総務部総務契約課長へ転出し、後任には、市民安全部市民安全課より、須崎課長が着任しました。

5 専門部会の構成について (資料 2-1・2-2)

※相談支援部会の新部長は、後日部会で決定いたします。

6 協議事項

- (1) 「青梅市障害者差別解消支援地域協議会」の設置について (資料 3)
- 令和3年4月施行の「青梅市障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」では、障害者差別の解消を推進する地域協議会を設置することを規定しています。「資料3」を参照いただき御意見がありましたら別紙承認確認票に御記入をお願いします。

(2) 日中サービス支援型グループホームの評価等を自立支援協議会で実施することについて

(資料 4-1、4-2)

令和3年10月～12月に、青梅市内に初めて、「日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）」が開設される予定です。

平成30年4月の障害者総合支援法の改正により創設された「日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）」は、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設されたサービスです。

事業者は、当該事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと基準省令に定められています。

第2回協議会（9月2日開催予定）に、事業者に協議会に出席いただき、事業計画等の説明をしていただく予定です。

別紙のとおり、評価の観点をまとめた評価シートの案を作成しました。評価の実施は、開設後1年を経過した段階となります。協議会本会で評価等を実施することについて、承認をいただきましたら、評価シートについて精査をし、今後協議会で改めて承認をいただく予定です。

御意見、御質問等ありましたら、別紙承認確認票に御記入をお願いします。

7 報告事項

(1) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定完了について

(別添冊子)

令和3年度から令和5年度の計画を策定しました。御意見等いただきありがとうございます。前期計画の検証・評価は第2回以降の協議会で議題とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

※書面会議承諾書の案件は、『「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」の策定について』とした。

(2) 市内における虐待通報等の状況および対応について (資料 5)

令和2年度 通報 ~~1-6~~ 8 件
うち虐待認定件数 2 件、否認定 ~~1-3~~ 2 件、調査中 ~~1~~ 4 件

令和3年度 通報 0 件（令和3年5月28日時点）
※情報提供が1件ありましたが、調査・聞取りの結果、
虐待に当たりませんでした。

(3) 専門部会からの報告

ア 日中活動・就労支援部会

イ 相談支援部会

ウ 権利擁護・差別解消部会

専門部会の活動は、緊急事態宣言の発令および延長に伴い休止
となっており、報告はありません。

(4) その他

ア 障害福祉サービス事業所等の職員等に対するPCR検査実施
事業

令和3年6月末まで、1人2回のPCR検査を実施します。令和
2年度は対象ではなかった、居宅介護事業所の職員も対象となり
ました。検査を希望する事業所が市に申込み、委託検査業者から
検体採取キットが届きます。

検査の結果、陽性であった場合、市内協力医療機関に電話受診が
無料でできます。

イ 令和3年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス
感染症対策事業費補助金について

6月議会に補正予算を上程しました。議決しましたら、準備が整
い次第、対象事業所に周知します。

ウ 令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策買物代行サー
ビス事業について

6月議会に補正予算を上程しました。準備が整い次第、周知し
ます。

9 その他^た

(1) 委員会^{いいんかい}の開催^{かいさい}日程^{にってい}について

(資料^{しりょう} 6)

第2回^{だい}青梅市^{かいおうめし}障害者^{しょうがいしゃ}地域^{いちいき}自立^{じりつ}支援^{しえん}協議会^{ぎょうぎかい}

令和2年^{れいわねん}9月^{がつ}2日^{にち}(木)午後2時^{ごご2じ}～午後4時^{ごご4じ}

青梅市役所^{かいおうめしやくしょ}2階^{かい} 204・205会議室^{かいぎしつ}

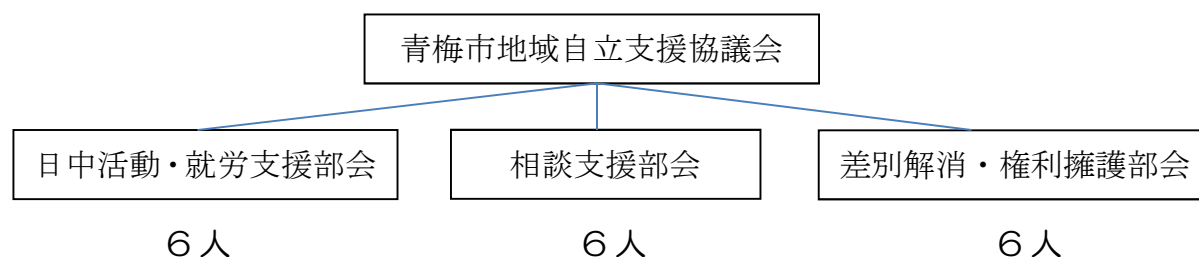
以^い上^{じょう}

青梅市障害者地域自立支援協議会の部会編成について

自立支援協議会本会においては、青梅市としての全体課題の協議検討、各部会の活動報告および意見交換・協議を行っています。

各専門部会においても、地域課題に取り組みながら、課題解決に向けての活動を行っています。

部会編成（平成30年度～）



活動内容~~~~~

日中活動・就労支援部会

- ・障害児健全育成に関すること。（児童発達支援・障害児サービス）
- ・障害者（児）の日中活動に関すること。
- ・医療的ケアを必要とする障害児支援。
- ・障害者就労支援。（企業見学会・ハローワーク等との連携）

相談支援部会

- ・相談支援に関すること。（相談支援員のスキル向上・基幹相談支援の検討）
- ・地域活動支援拠点に関すること。
- ・巡回相談

差別解消・権利擁護部会

- ・障害者差別解消、合理的配慮に関すること。
- ・障害者権利擁護に関すること。

~~~~~

部会内での構成

課題に応じ、外部委員も含め対応。

開催事業、事案対応等案件に応じ、部内で班編成をし、対応していく。

（部会全員で対応すべき案件＆プロジェクトチームによる対応の案件）

## 令和2年度専門部会構成

## 日中活動・就労支援部会

|     |      |          |
|-----|------|----------|
| 部会長 | 大沼委員 | 青峰学園     |
|     | 加藤委員 | サポートセンター |
|     | 大栗委員 | 自立センター   |
|     | 恩田委員 | 当事者      |
|     | 市川委員 | 当事者      |
|     | 白井委員 | こども未来    |

## 令和3年度専門部会構成（案）

## 日中活動・就労支援部会

|     |      |          |
|-----|------|----------|
| 部会長 | 大沼委員 | 青峰学園     |
|     | 加藤委員 | サポートセンター |
|     | 大栗委員 | 自立センター   |
|     | 野村委員 | 当事者      |
|     | 市川委員 | 当事者      |
|     | 白井委員 | こども未来    |



## 差別解消・権利擁護部会

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 部会長 | 遠藤委員    | 社会福祉協議会 |
|     | 厚澤委員    | 民生児童委員  |
|     | 及川委員    | 当事者     |
|     | 星野絵美    | 当事者     |
|     | 松村友子    | 第三中学校   |
|     | 山崎(克)委員 | 青梅商工会議所 |

## 差別解消・権利擁護部会

|     |      |         |
|-----|------|---------|
| 部会長 | 遠藤委員 | 社会福祉協議会 |
|     | 厚澤委員 | 民生児童委員  |
|     | 及川委員 | 当事者     |
|     | 星野絵美 | 当事者     |
|     | 松村友子 | 第一小学校   |
|     | 細川委員 | 青梅商工会議所 |



## 相談支援部会

|     |       |        |
|-----|-------|--------|
| 部会長 | 葛西委員  | ほたるの里  |
|     | 渡邊委員  | かすみの里  |
|     | 朝長委員  | 当事者    |
|     | 岡本委員  | 学識経験者  |
|     | 古久保委員 | 成木台病院  |
|     | 石井委員  | 西多摩保健所 |

## 相談支援部会

|  |       |        |
|--|-------|--------|
|  | 下地委員  | ほたるの里  |
|  | 渡邊委員  | かすみの里  |
|  | 朝長委員  | 当事者    |
|  | 岡本委員  | 学識経験者  |
|  | 古久保委員 | 成木台病院  |
|  | 石井委員  | 西多摩保健所 |



## 青梅市障害者差別解消支援地域協議会の設置について

### 1 青梅市障害者差別解消支援地域協議会の設置について

令和3年4月から青梅市障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例が施行され、行政機関等と事業者においては、障がいのある人への不当な差別的取扱いの禁止とともに、合理的配慮の提供が求められることになりました。

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障がいのある人にとって身近な地域において、主体的な取組がなされることが重要です。

地域において生活する障がいのある人の活動は広範多岐にわたっていますが、障がいのある人が行政機関の相談窓口障害者差別に関する相談等を行う際、初めから権限を有する機関を選んで相談することは難しいと考えられます。また、相談等を受ける行政機関においても、相談内容によっては、当該機関だけでは対応できない可能性もあります。

青梅市障害者差別解消支援地域協議会（以下、「地域協議会」とする。）を設置することで、次のようなメリットが期待できます。

- ア 相談への迅速かつ適切な対応
- イ 紛争解決に向けた対応力の向上
- ウ 権利擁護に関する意識のPR
- エ 互いに本音で話し合える関係の構築

### 2 地域協議会で想定される主な所掌事務

- ア 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- イ 関係機関等が対応した相談に係る事例の共有
- ウ 障害者差別に関する相談体制の整備
- エ 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- オ 構成機関等における斡旋・調整等の取組による紛争解決の後押し
- カ 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発
- キ 個別の相談事案に対する対応
- ク その他

### 3 地域協議会の構成機関

想定される委員の候補は下表のとおりですが、これらの団体・機関等をすべて委員に編成しなければならないということではなく、市の実情に応じた委員構成となります。

なお、意思決定過程における障害者の参画を推進する観点から、障がい当事者や障害者団体等の委員加入が重要で、法曹関係者や医療関係者、事業者、民間団体等も委員に加えることも有効と考えられます。

| 【想定される地域協議会の構成機関等】 |        |                                                                  |
|--------------------|--------|------------------------------------------------------------------|
| 分野                 |        | 市町村                                                              |
| 当事者                |        | 障害者団体、家族会 等                                                      |
| 行政                 | 国の機関   | 法務局、公共職業安定所（ハローワーク） 等                                            |
|                    | 地方公共団体 | 障害者施策主管部局、都道府県福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、都道府県消費生活センター、教育委員会、学校、都道府県警 等 |
| 関係機関団体等            | 教育     | 校長会、PTA連合会 等                                                     |
|                    | 福祉等    | 市町村社会福祉協議会、相談支援事業者（基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業者）、社会福祉施設、民生・児童委員 等    |
|                    | 医療・保健  | 医師、歯科医師、保健師、看護師 等                                                |
|                    | 事業者    | 商工会議所、公共交通機関、事業者 等                                               |
|                    | 法曹等    | 弁護士、司法書士、行政書士、人権擁護委員 等                                           |
| その他                |        | 学識経験者、自治会 等                                                      |

### 4 間口の広い相談体制の構築

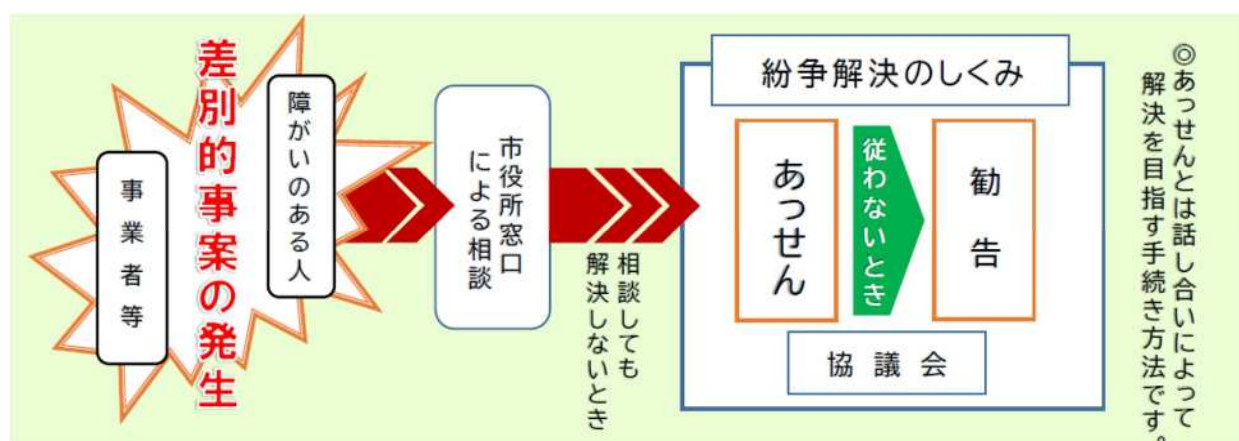
相談窓口の位置付けにもよりますが、厳密には障害者差別解消法で定める差別事案に該当しないと考えられる内容の相談や、日々の小さな不快、不満等に関する相談についても、入口の段階で一律に排除することなく、まずは相談窓口で傾聴することが望ましいのではないかと考えられます。

地域協議会設置後は、相談体制の在り方について検討を行うとともに、検討の結果を相談フローとして明確化し、どの相談窓口でも共通して十分な対応を行うことができる体制の構築を図ります。

相談への対応を検討するに当たっては、他の機関からの支援が十分であったかという視点や、他の要因によるものと考えられてきた課題が、実際には障害者差別を要因とする課題に該当しないかという視点からも検討してまいります。

## 5 地域協議会による紛争解決のしくみ

障がいのある人や関係者の方から、障害を理由とする差別の相談を受け付け、相談内容により解決に向けた調査・調整・情報提供を行い、当事者間での話し合いによる解決を図ります。解決に至らなかった場合の手続きとして、条例には、助言・あっせん・勧告が条例では規定されています。



障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共  
生のまち青梅市条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 障害を理由とする差別の解消（第6条・第7条）

第3章 差別等事案を解決するための仕組み（第8条―第13条）

第4章 雑則（第14条）

付則

青梅市は、全ての市民等が等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有するという認識に立ち、障害の有無にかかわらず、地域で共に支え合いながら、安心して心豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指しています。

しかしながら、今なお、障がいのある人は、日常生活や社会生活において、周囲の障害および障がいのある人への理解不足や偏見、誤解により不利益な扱いを受けたり、配慮が不十分な社会の仕組みにより様々な不自由に直面したり、社会的障壁により生きづらさを感じている実情があり、社会における活動や社会への参加も十分に行えていません。

青梅市は、障がいのある人の権利の擁護等にかかる理念が全ての市民等に浸透し、味わいのある人生を歩むために、障がいのある人も障がいのない人も同じ地域社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、いつまでも安全に、安心して心豊かに暮らせる青梅市を目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨を受け、障害を理由とする差別を解消することに関する基本理念ならびに当該基本理念にもとづく青梅市（以下「市」という。）、市民等および事業者の責務と取組について必要な事項を定め、もって障害および障がいのある人に対する社会全体の理解を深め、全ての市民等が、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するこ

とを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 障害者手帳等の所持の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、高次脳機能障害または難病その他の心身の機能の障害（以下「障害（人を直接的に形容するために用いる場合にあっては、障がい）」と総称する。）がある者（障害が重複する者を含む。）であって、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 市民等 市の区域内（以下「市内」という。）に在住し、または在勤し、もしくは在学する者および市を訪れる者をいう。
- (3) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。）をいう。
- (4) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (5) 障害を理由とする差別 次号の不当な差別的取扱いを行うことおよび第7号の合理的配慮を提供しないことをいう。
- (6) 不当な差別的取扱い 障がいのある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスおよび各種機会の提供を拒否することまたはこれらの提供に当たって場所、時間帯等を制限すること、障がいのない人に対しては付さない条件を付することなどにより、本質的に関係する諸事情が同じ障がいのない人より不利に扱い、障がいのある人の権利利益を侵害することをいう。ただし、障がいのある人の事実上の平等を促進し、または達成するために必要な特別の措置は除く。
- (7) 合理的配慮 障がいのある人が障がいのない人と平等であることを基礎として、全ての人権および基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、社会的障壁を除去するために、その性別、年齢および障害の状態に応じて

配慮を行うことをいう。ただし、均衡を失し、または、過度の負担を課すものは除く。

(8) 共生社会 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格および個性を尊重し合いながら共生する社会をいう。

(9) 障害の社会モデル 障がいのある人が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

(10) 情報バリアフリー 高齢者や障がいのある人などが情報通信を利用する上での障害をなくし、全ての人が情報通信を利用できることをいう。

(11) ICT Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称であり、コンピュータや情報通信ネットワークなどの通信技術を活用したコミュニケーションをいう。

(12) ユニバーサルマナー 自分とは違うだれかのことを思いやり、理解し、高齢者や障がいのある人など、様々な人の目線で考え、行動する心づかいのことをいう。

(13) 心のバリアフリー 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。

(14) 助言 障害を理由とする差別に該当すると思われる事案（以下「差別等事案」という。）にかかる者に対し、当該差別等事案の解決を図るための助言を行うことをいう。

(15) あっせん 差別等事案にかかる者の間に入り、当該差別等事案の解決を図るための調整を行うことをいう。

（基本理念）

第3条 障害を理由とする差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

(1) 障がいのある人も障がいのない人も、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

(2) 社会的障壁の除去および合理的配慮の提供は、障害の社会モデルを踏まえて、障害の有無にかかわらず、全ての市民等にとって有益であ

ることを認識し、互いに協力するべきものであること。

(3) 障がいのある人は、社会を構成する一員として、生涯にわたり、社会、政治、経済、教育、文化、芸術、スポーツその他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるべきものであること。

(4) 障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）、点字、音声情報、イラストその他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段について、情報バリアフリーの配慮およびICTの活用により選択の機会の拡大が図られるべきものであること。

(5) 障がいのある人が女性である場合等、障がいのある人が、その性別、年齢等の複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされるべきものであり、障がいのある児童に対しては、障がいのある成人と異なる支援がなされるべきものであること。

(6) 障害を理由とする差別を解消するためには、障害および障がいのある人に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることに鑑み、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識のもとに、全ての市民等が相互理解を進め、障害、障がいのある人および障害の社会モデルに関する理解を深めることを基本として推進するべきものであること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別を解消するため、必要な体制整備を図るものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、市民等および事業者に対して、障害、障がいのある人および障害の社会モデルに対する関心および理解を深めるための啓発活動（市民等に対する啓発活動にあつては、幼少期から年齢を問わずに実施されるもの）に努めるとともに、市民等および事業者の適切な行動を促すために、ユニバーサルマナーおよび心のバリアフリーを推進するものとする。

3 市は、障がいのある人も障がいのない人も、地域社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、いつまでも安全に、安心して心豊かに暮らせるまちをつくるよう努めるものとする。

（市民等および事業者の責務）

第5条 市民等および事業者は、基本理念にのっとり、障害、障がいのある人および障害の社会モデルについて自ら積極的に関心および理解を深めるよう努めるとともに、市が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、障がいのある人から合理的配慮の提供を求められた場合には、合理的配慮の提供を行わなければならない。

## 第2章 障害を理由とする差別の解消

（障害を理由とする差別の禁止）

第6条 何人も、障がいのある人およびその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（合理的配慮の提供）

第7条 市および事業者は、その事務または事業を行うに当たり、次に掲げる場合において、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害により本人の意思表示が困難な場合において、障がいのある人の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があったときは、合理的配慮を提供しなければならない。

- (1) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を提供するとき。
- (2) 意思疎通を図るときおよび不特定多数の者に情報を提供するとき。
- (3) 商品を販売し、またはサービスを提供するとき。
- (4) 不動産の取引を行うとき。
- (5) 労働者の募集、採用および労働条件を決定するとき。
- (6) 医療またはリハビリテーションを提供するとき。
- (7) 教育、療育または保育を行うとき。
- (8) 住居、道路、建物その他の生活環境に関する施設、設備またはサービスを提供するとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、市および事業者の事務または事業が社会的障壁となって、障がいのある人に対し日常生活または社会生活に相当な制限を与えているとき。

2 合理的配慮の提供は、建設的対話を通じて、その実施に伴う負担が過

重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢、障害の状態等に応じて行わなければならない。

### 第3章 差別等事案を解決するための仕組み

#### (特定相談)

第8条 障がいのある人、その家族もしくは後見人その他障がいのある人を現に保護する者（以下これらの者を「障がいのある人またはその関係者」という。）または市民等（障がいのある人またはその関係者を除く。第11条において同じ。）もしくは事業者は、差別等事案について、市に障害を理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 青梅市長（以下「市長」という。）は、特定相談があったときは、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 事実の確認および把握

(2) 必要な情報提供

3 市長は、前項に掲げる事務のほか、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 差別等事案の関係者間の調整

(2) 関係行政機関への紹介および関係行政機関との連携

4 特定相談にかかる関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項各号に掲げる事項に関して協力しなければならない。

5 市は、特定相談にかかる事務の全部または一部について、委託等を行うことができる。

(助言またはあっせんの申立て)

第9条 障がいのある人またはその関係者は、市内において、差別等事案があるときは、市長に対し、差別等事案を解決するために必要な助言またはあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 前項の申立ては、前条の規定にもとづく特定相談を経た後でなければすることができない。ただし、緊急の必要性があると市長が認めるときは、この限りでない。

3 第1項の申立ては、その差別等事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

- (1) 行政庁の処分または職員の職務の執行に関する場合であつて、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができるとき。
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 34 条および第 35 条に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。
- (3) 同一の差別等事案について、過去に第 1 項の規定によるあつせんの申立てを行つたことがあるとき。
- (4) 障がいのある人またはその関係者が、第 1 項の申立ての原因となる事実のあることを知つた日（継続する行為にあつては、その行為の終了したことを知つた日）から 3 年を経過しているものであるとき。ただし、その間に申立てをしなかつたことにつき正当な理由がある場合を除く。
- (5) 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成 30 年東京都条例第 86 号）第 9 条の規定にもとづく東京都知事に対するあつせんの求めがなされている場合等、第 1 項の申立てを行うことが適当でないと認めるとき。
- (6) 第 1 項の申立てが、当該差別的事案にかかる障がいのある人の意に反することが明らかなとき。

（事実の調査）

第 10 条 市長は、前条第 1 項の申立てがあつたときは、当該申立てにかかる事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

（助言またはあつせん）

第 11 条 市長は、前条の調査の結果、必要があると認めるときは、協議会（第 13 条第 1 項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）に対し、助言またはあつせんを行うことの適否および行つた場合のその手段について諮問するものとする。

2 協議会は、前項の諮問に対し、答申するものとする。この場合において、答申をするために必要があると認めるときは、差別等事案にかかる障がいのある人またはその関係者または市民等もしくは事業者に対し、

その出席を求めて説明もしくは意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

3 市長は、協議会が助言またはあっせんを行うことが適当であると判断したときは、差別等事案にかかる障がいのある人またはその関係者または市民等もしくは事業者に対し、協議会の答申内容にもとづき、助言またはあっせんを行うものとする。

4 助言またはあっせんは、次のいずれかに該当したときは終了するものとする。

(1) 当該差別等事案が解決したとき。

(2) 助言またはあっせんによっては、当該差別等事案の解決の見込みがないと、市長および協議会が認めるとき。

(3) 第9条第1項の規定にもとづき、助言またはあっせんの申立てを行った者が、自ら助言またはあっせんの申立てを取り下げる意思を示したとき。

(勧告)

第12条 市長は、前条第3項の規定により助言またはあっせんを行った場合において、障害を理由とする差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言またはあっせんに従わないときは、当該助言またはあっせんに従うよう勧告することができる。

(協議会)

第13条 障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、市長の附属機関として、青梅市障害を理由とする差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 市長から諮問のあった差別等事案に関して協議し、答申を行うこと。

(2) 法第18条に規定する協議会の事務等に関すること。

3 協議会は、委員6人以内をもって組織する。

4 委員は、法第17条第1項に規定する関係機関および同条第2項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も、また、同様とする。

#### 第 4 章 雑則

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(検討)

2 この条例については、障がいのある人にかかる法制度の動向、この条例の規定の施行の状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果にもとづいて必要な措置を講ずるものとする。

(委員の任期の特例)

3 施行日以後、最初に任命する委員の任期は、第 1 3 条第 5 項本文の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービスマス支援型共同生活援助」（以下「日中サービスマス支援型」という。）を創設。
- 日中サービスマス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスマスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

○ 日中サービスマス支援型共同生活援助（1日につき）

- ・ 日中サービスマス支援型共同生活援助サービスマス費（I）

※ 世話人の配置が3:1の場合

(1) 区分6  
：  
1,098単位  
：

※ このほか、看護職員を常勤換算で1名以上配置した場合の加算を創設（看護職員配置加算 70単位／日）



2～10人

2～10人

+

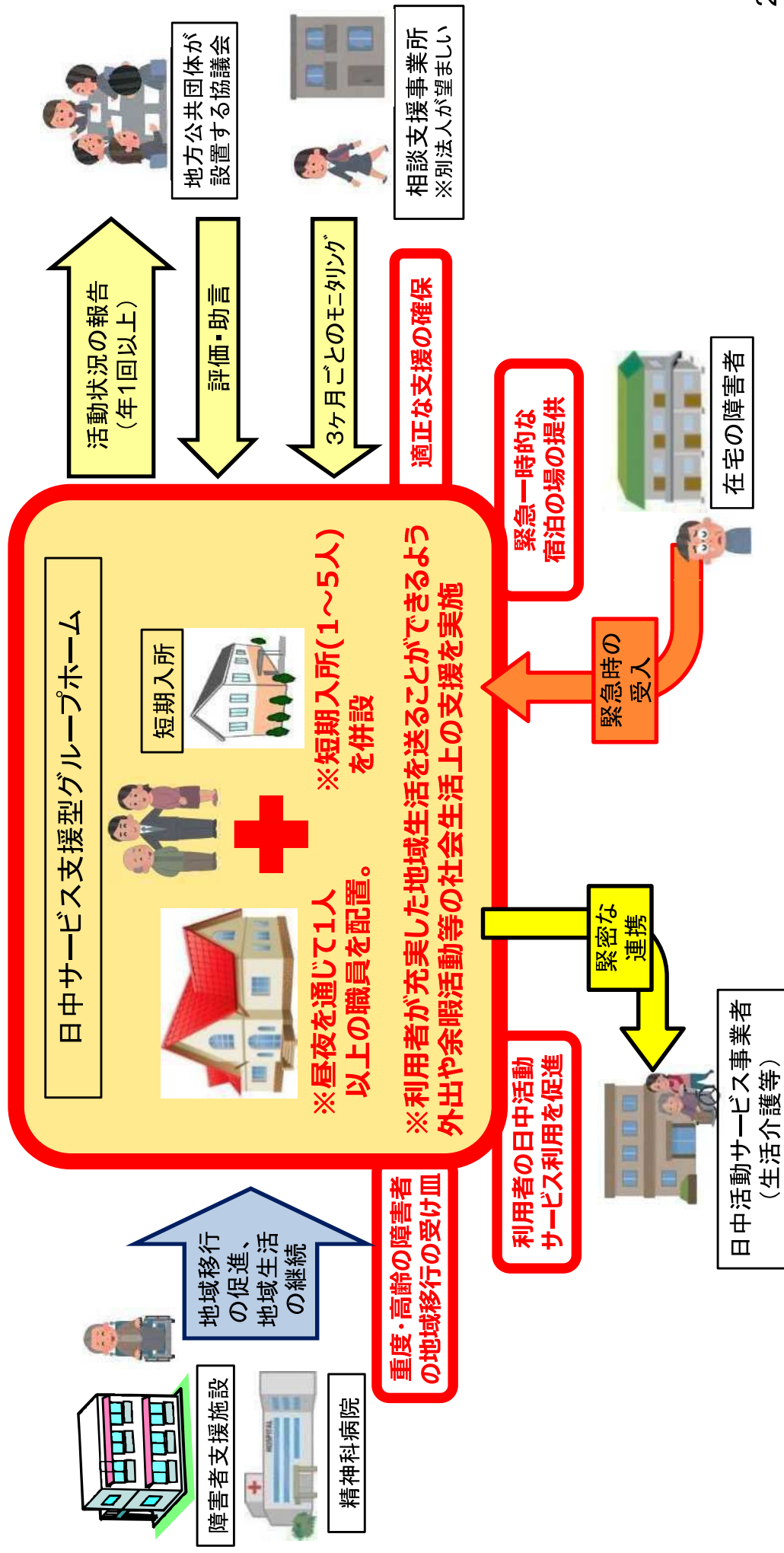
短期入所1～5人

○ 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たな類型のグループホーム。

○ 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

# 地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。



様式第2号(第6条関係)

## 報告・評価シート(案)

|      |     |  |     |   |   |   |
|------|-----|--|-----|---|---|---|
| 設置主体 | 名 称 |  | 報告日 | 年 | 月 | 日 |
|      | 所在地 |  |     |   |   |   |
| 事業所  | 名 称 |  | 評価日 | 年 | 月 | 日 |
|      | 所在地 |  |     |   |   |   |

|              |                                                      |  |  |  |  |  |
|--------------|------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 事業所の<br>運営方針 | (運営規程の抜粋等を記入)                                        |  |  |  |  |  |
| 事業内容         | 事業所開設日 年 月 日<br>利用者定員 名(短期入所定員 名 ) 職員数 名(常勤換算後の人数 名) |  |  |  |  |  |

| 項目        | 評価の観点                                             | 【事業所記入欄】<br>具体的な内容         | 【青梅市障害者地域自立支援協<br>議会記入欄】<br>要望, 助言, 評価 |
|-----------|---------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------------------|
| 支援の実<br>施 | 重度化・高齢化・医療<br>的ケア等のニーズに対<br>応しているか。               | (対応事例)                     |                                        |
|           | 利用者が充実した地域<br>生活を送るため、外出<br>や余暇活動等の支援<br>に努めているか。 | (外出や余暇活動等の事例)              |                                        |
|           | 支援の質の確保に努<br>めているか。(資格取<br>得、研修等)                 | (取得した資格、参加した研修名等)          |                                        |
|           | 体験的利用のニーズ<br>に対応しているか。                            | (体験利用人数)<br>名<br>(体験利用の事例) |                                        |
|           | 自己決定の支援に努<br>めているか。                               | (自己決定支援の対応事例)              |                                        |

| 項目              | 評価の観点                             | 【事業所記入欄】<br>具体的な内容          | 【青梅市障害者地域自立支援協<br>議会記入欄】<br>要望, 助言, 評価 |
|-----------------|-----------------------------------|-----------------------------|----------------------------------------|
| 苦情・虐待対応         | 利用者またはその家族からの苦情を解決するための措置を講じているか。 | (対応事例)                      |                                        |
|                 | 虐待防止のために措置を講じているか。                | (対応事例)                      |                                        |
| その他             |                                   |                             |                                        |
| 短期入所の併設         | 地域で生活する障害者を積極的に受け入れているか。          | (利用者数)<br>名                 |                                        |
|                 | 緊急的利用のニーズに対応しているか。                | (緊急受入人数)<br>名<br>(緊急受入れ事例)  |                                        |
| 地域に開かれた運営       | 実習生やボランティア等を受け入れているか。             | (受入人数:実人員)<br>名<br>(受け入れ事例) |                                        |
|                 | 地域住民との交流の機会が確保されているか。             | (交流機会の事例)                   |                                        |
| 協議会からの要望、助言への対応 | 要望、助言に誠実に対応しているか。                 | (要望・助言の内容及びその対応)            |                                        |

令和2年度  
市内における虐待通報等の状況

## 1 通報等の状況

| 内 訳         | 通報件数 | 調査対応中 | 調査対応終了 |      |
|-------------|------|-------|--------|------|
|             |      |       | 認定あり   | 認定なし |
| 養護者         | 1件   | 1件    | 0件     | 0件   |
| 障害者福祉施設従事者等 | 6件   | 2件    | 2件     | 2件   |
| 使用者         | 1件   | 1件    | 0件     | 0件   |
| 計           | 8件   | 4件    | 2件     | 2件   |

## 2 通報、対応状況

[illegible]

# 令和3年度 青梅市障害者地域自立支援協議会 日程表

|     |     |                              |
|-----|-----|------------------------------|
| 第1回 | 日 時 | 書面開催                         |
|     | 会 場 | 青梅市役所 2階 205・206会議室          |
| 第2回 | 日 時 | 2021年9月2日（木）午後2時～午後4時        |
|     | 会 場 | 青梅市役所 2階 204・205会議室          |
| 第3回 | 日 時 | 2021年12月2日（木）午後2時～午後4時       |
|     | 会 場 | 青梅市役所 2階 202・203会議室          |
| 第4回 | 日 時 | 2022年2月28日（月）午後5時45分～午後7時45分 |
|     | 会 場 | 青梅市役所 2階 205・206会議室          |

\*この他に、各専門部会があります。